

女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021 (女性に対する暴力に関する部分の抜粋)

令和3年6月16日

すべての女性が輝く社会づくり本部

男女共同参画推進本部

目次

はじめに.....	1
I コロナ対策の中心に女性を.....	2
(1) 雇用・労働：女性デジタル人材、ひとり親の職業支援	
(2) 困難や不安を抱える女性への支援	
(3) 「生理の貧困」への支援	
(4) その他	
II 女性の登用目標達成に向けて～「第5次男女共同参画基本計画」の着実な実行～.....	4
(1) 政治・行政分野	
(2) 経済分野：企業、商工会・商工会議所、公共調達	
(3) 地域における女性の参画拡大：農業委員、農協役員等	
(4) 防災分野：地方防災会議、消防団等	
(5) 科学技術・学術分野：大学教授等	
(6) 教育分野：校長、教育委員会等	
(7) 国際分野：大使等	
(8) その他	
III 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現.....	12
(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
○性犯罪・性暴力対策の強化	
○配偶者等からの暴力への対策の強化 等	
(2) 女性の生理と妊娠等に関する健康	
(3) スポーツ分野における男女共同参画	
(4) 男女ともに仕事と子育て等を両立できる環境の整備	
(5) ジェンダー平等に関する社会全体の機運の醸成	
(6) 女性の直面する困難への対応と各種制度の整備等	

I コロナ対策の中心に女性を

(2) 困難や不安を抱える女性への支援

○配偶者暴力被害者等への円滑かつ安全なワクチン接種

配偶者暴力被害者等が円滑かつ安全に、ワクチン接種を受けられるように、住民票所在地以外での接種や接種券の再発行を行うとともに、被害者等の安全確保に十分配慮した対応を必ず行う等、適切に対応する。【厚生労働省、関係府省】

III 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会は、女性活躍・男女共同参画の大前提である。このため、以下の事項について強力に取り組む。

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

○性犯罪・性暴力対策の強化

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に基づき、令和4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とし、関係府省において、以下の実効性ある取組等を速やかに進めていく。特に、「集中強化期間」の最終年度である令和4年度に向けて、取組をより一層強化する。

①性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化

ア ワンストップ支援センターにおける相談員の処遇改善

性犯罪・性暴力被害者のための交付金を拡充し、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の安定的な運営、相談員の処遇改善を図る。また、被害者支援に携わる公認心理師等に向けた研修を実施するなど、支援員の人材育成等を強化する。【内閣府（男女）、厚生労働省】

イ ワンストップ支援センターにおける多様な相談手段の提供

若年層や障害者を含む相談者が利用しやすいよう、SNS相談のシステムを改善する。また、メール相談やオンライン面談、手話、外国語通訳の活用等を推進する。【内閣府（男女）】

ウ ワンストップ支援センターの周知徹底

被害者がより相談しやすい環境を整えるため、ワンストップ支援センター全国共通短縮番号の周知・広報を進める。全国共通短縮番号については、運用の在り方や令和4年度における通話料無料化を検討する。また、教育委員会等と連携して、中学生・高校生・大学生・保護者等に対し、一般向けに加えて、児童に配慮したわかりやすい広報資料を配布することや、警察や地方公共団体等の公共施設への資料の配布等を通じて、ワンストップ支援センターの周知を徹底する。また、地域における連携体制を構築するため、病院を始めとする関係機関に対し、ワンストップ支援センターの役割等について周知を徹底する。【内閣府（男女）、関係府省】

エ ワンストップ支援センターの24時間・365日対応の推進

ワンストップ支援センターの24時間・365日化の取組を支援するとともに、全国で被害について相談し、必要な支援が受けられるよう、国において、夜間休日に対応でき

るコールセンターを令和3年秋に設置する。コールセンターの設置にあたっては、ワンストップ支援センターとの円滑な連携体制の構築や、緊急時に都道府県と連携した対応を図ることができるよう、体制整備を進める。また、地域において性暴力被害者の支援を行う医療関係者等の専門家の育成を推進し、ワンストップ支援センターの支援体制の強化を図る。加えて、ワンストップ支援センターの全国的なネットワーク構築のための取組を進める。【内閣府（男女）、厚生労働省】

②刑事法の改正の検討

刑事の実体法・手続法に関し、「性犯罪に関する刑事法検討会」において検討すべき論点とされた暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件の在り方、地位・関係性を利用した犯罪類型の在り方、いわゆる性交同意年齢の在り方、性的姿態の撮影行為に対する処罰規定の在り方、公訴時効の在り方、司法面接的手法による聴取結果の証拠法上の取扱いの在り方等について検討を進め、検討結果に基づいて、法改正を含め所要の措置を講じる。刑事手続において被害者等の氏名等の情報を保護するための法改正について検討を進める。【法務省、関係府省】

③生命（いのち）の安全教育の令和5年度全国展開に向けた取組

生命を大切にする、性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための、「生命（いのち）の安全教育」について、保護者への周知を含め、進める。このため、性被害の未然防止を目的とした予防啓発教材を活用したモデル事業を令和3年度、令和4年度に実施し、教育機関における実証を通じた指導モデルを開発する。モデル事業の成果や課題を踏まえ、令和5年度に、全国の小中高の各学校において、地域の実情に応じた教育を実施する。その際、目標を定めて全国への展開を図る。全国展開に向けて、教育委員会における「生命（いのち）の安全教育」を推進する取組を支援する。

【内閣府（男女）、文部科学省、関係府省】

④子供に対するわいせつ行為の根絶

わいせつ行為は性暴力である。

第204回国会において成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」における特定免許状失効者等については、その後の事情等により適当と認められる場合に限り教員免許状が再授与されると規定されているものであり、同規定及び立法趣旨を踏まえた適切な運用を図るべく、必要な取組を進める。

また、児童生徒等に対してわいせつ行為を行った教員については原則として懲戒免職とすることや告発を遺漏なく行うよう各教育委員会へ徹底するとともに、懲戒免職処分歴等の情報の検索可能な期間を直近40年間に大幅延長した「官報情報検索ツール」の更なる活用を促すなど、実効的な方策を速やかに検討・実施する。【文部科学省】

あわせて、保育士についても実態把握を進めるとともに、保育士資格についても特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討する。わいせつ行為等を行ったベビーシッターに対する事業停止命令等の発令に関して周知徹底し、当該事業停止命令等の行政処分歴に関する情報を共有・公表する仕組みの構築に取り組む。

【厚生労働省、関係府省】

教育・保育施設等や子供が活動する場において、子供に対するわいせつ行為が行われないよう、行政機関が保有する情報を集約・活用し、有償、無償を問わずその職に就こうとする者から子供を守ることができるような仕組みの構築等について検討し、子供をわいせつ行為から守る環境整備を進める。【内閣官房、内閣府（子子）、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、関係府省】

加えて、教職課程を置く大学に対し、教職課程における科目等はもとより、教職課程内外の活動等を通じて、わいせつ行為防止等の重要性に関し学生の理解を十分に深める取組を促進するよう周知する。【文部科学省】

さらに、患者に対するわいせつ行為を行った医師に対する行政処分の在り方について、刑事罰に処せられなかった場合であったとしても、的確な事実認定を行うため、その方法も含め、運用の見直しについて検討する。【厚生労働省】

⑤学校等で相談を受ける体制の強化

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充、児童生徒等が個別に相談できる場所の確保等を通じ、学校等で性被害に関する相談を受ける体制を強化するとともに、相談を受けた場合の教職員の対応方法等について「生命（いのち）の安全教育」教材の指導の手引きの周知や研修を充実する。

加えて、被害を受けた児童生徒等が適切に保護されるよう、学校や児童相談所を始めとする関係機関の連携を強化する。学校等で児童生徒等の被害が発見された場合には、必要に応じて、児童相談所で被害の聞き取りを実施できるような体制を整備する。【文部科学省、厚生労働省、関係府省】

⑥性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

刑事施設及び保護観察所において性犯罪者に実施している認知行動療法を活かした専門的プログラムについて、その更なる拡充の検討を進めるとともに、刑事手続終了後も地域社会において、プログラムの提供、福祉機関を含む多機関連携による社会復帰支援等、性犯罪者に対する再犯防止施策が推進されるよう、地方公共団体に対する支援を検討する。また、諸外国の法制度・運用等に関する実情調査等を通じ、GPS機器の装着義務付けなど新たな再犯防止対策について検討を行う。【法務省、関係府省】

⑦警察における被害申告・相談をしやすい環境の整備

性犯罪被害の届出の即時受理の徹底、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置、性犯罪指定捜査員としての女性警察官等の指定、性犯罪捜査に従事する警察官等を対象とした研修の充実、ワンストップ支援センター等関係機関との連携、証拠採取と保管の徹底等を推進する。また、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通短縮番号を適切に運用するとともに、国民への更なる周知を図る。【警察庁】

⑧AV出演強要問題への対応の強化等

AV出演強要問題に関する広報・啓発及び教育機関との連携の強化、相談窓口の周知徹底など、被害に遭わないための取組を強化する。また、取締りを強化するとともに、被害者の支援のため、ワンストップ支援センターにおける多様な相談手段（SNS相談等）

の提供のための支援を強化する。【内閣府（男女）、警察庁、消費者庁、法務省、文部科学省】

⑨インターネット上の性的な暴力、児童買春・児童ポルノ等の根絶に向けた取組

関係法令の適用により、違法行為に対して、事案に応じたより一層厳正な対処を行うとともに、民間団体のネットパトロール等とも連携し、速やかに削除要請を行う。【警察庁、総務省、法務省】

また、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。特に、自撮り被害（だまされたり、脅かされたりして児童生徒等が自分の裸体等を撮影し、メール等で送られる形態の被害をいう。）を防止するための児童生徒等や保護者に対する教育・啓発等の多角的かつ包括的な対策を総合的に推進する。【内閣府（男女）、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省、関係府省】

⑩障害がある被害者への配慮の充実

刑事手続の運用の在り方に関して、被害者の事情聴取の在り方等について、知的障害、発達障害、精神障害等、広く精神に障害がある性犯罪被害者に対する代表者聴取の試行等の取組を通じ、より一層適切なものとなるよう検討を行う。【法務省、関係府省】

⑪ハラスメント防止対策の推進

テレワークやオンラインの場合も含め雇用の場におけるハラスメントを防止するため、説明会の開催やパンフレット等の作成・配布等により、行ってはならない旨の周知を行うほか、12月の「ハラスメント撲滅月間」に集中的な広報・啓発を行う。【厚生労働省】

また、就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメントや教職員が学生に対して行うハラスメント等の防止のため、令和3年度中に大学等の関係者が集まる各種会議等において、各大学における取組の好事例の発信や、相談窓口の周知等を行う。【文部科学省】

○配偶者等からの暴力への対策の強化

①配偶者暴力防止法の見直しに向けた検討

「DV対策の今後の在り方」（令和3年3月男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告）を踏まえ、暴力の形態等については、身体的暴力のみならず、精神的暴力、性的暴力等が考えられることから、通報対象となる配偶者からの暴力の形態、保護命令の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大等について検討を加える。【内閣府（男女）、関係府省】

②民間シェルター等における被害者支援のための取組

配偶者暴力被害者等を支援する民間シェルター等が官民連携の下で行う先進的な取組（①受入体制整備、②専門的・個別的支援、③切れ目ない総合的支援）を都道府県等に対する交付金により促進する、パイロット事業を実施し、これにより得られるニーズに応

じた支援のノウハウの蓄積や効果検証、課題の把握等を行う。【内閣府（男女）、関係府省】

③配偶者暴力相談・被害者支援の更なる充実

「DV相談プラス」では、多様なニーズに対応できるよう、24 時間の電話相談対応、WEB面談対応、10 言語の外国語での対応のほか、オンライン・チャット（SNS）相談・メール相談も行っている。また、被害者に寄り添った、途切れのない一貫した支援を行うために、各地域の支援機関等と連携し、必要な場合には、同行支援や宿泊支援等まで対応する等、相談対応体制の更なる充実に取り組む。【内閣府（男女）】

また、配偶者暴力被害者支援を長期的かつ継続的に行っていくためには、支援をする側への支援も必要であることから、支援員の処遇改善を図る。【内閣府（男女）、厚生労働省】

④配偶者暴力対応と児童虐待対応の連携

配偶者暴力と児童虐待は、同一家庭内で同時に発生している事例が多いことを踏まえ、係属先の機関に関わらず同じ支援が受けられるよう、配偶者暴力相談支援センター及び児童相談所を始めとする、配偶者暴力対応と児童虐待対応の関係部署・機関の合同研修・相互研修を行う。【内閣府（男女）、厚生労働省、関係府省】

⑤加害者プログラムの試行実施と基礎的なガイドラインの策定

被害者支援の一環として、令和3年度に加害者プログラムを試行実施する。その中で、多機関をつなぐケースワーカーの配置等、機関同士の情報連携の在り方についても検討を進める。その検証結果等を踏まえ、令和3年度内に地方公共団体で活用可能な基礎的なガイドライン、実施団体や実施プログラムの最低基準を策定する。

また、「逃げないDV」対応としても加害者プログラムの検討を進めるとともに、「逃げられないDV」対応も含め、被害者の精神的なサポートを充実させるための支援員の専門性の向上を進める。【内閣府（男女）】

⑥婦人保護事業の見直しの検討

「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の中間まとめ（令和元年10月）を踏まえ、既存の法体系に関する整理を進め、新たな枠組みの構築に向け、早期に国会での検討が進むよう、必要な対応を行う。【厚生労働省】

⑦デートDVに関する予防のための広報啓発

いわゆるデートDVについて、予防のための若年層への教育及び広報啓発を充実する。【内閣府（男女）、文部科学省】

⑧母体保護法の解釈の周知

母体保護法第14条第1項第2号において、暴行若しくは脅迫によって妊娠したものについては、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができることとされているが、強姦性交の加害者の同意を求める趣旨ではないこと、また、妊婦が配偶者暴力

被害を受けているなど、婚姻関係が実質破綻しており、人工妊娠中絶について配偶者の同意を得ることが困難な場合は、本人の同意だけで足りる場合に該当することについて、関係機関に周知する。【内閣府（男女）、厚生労働省】

○ストーカー対策の強化

被害者等からの相談体制の充実、一時避難所を確保するために必要な連携体制整備等の推進を図る。加害者対策として、専門機関と連携し、加害者の更生に向けた取組を推進するとともに、加害者に対するカウンセリングや治療につながる効果的な取組を把握し、全国に周知し横展開を図る。【内閣府（男女）、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

（２）女性の生理と妊娠等に関する健康

○児童生徒等の心情を考慮した健康診断等

発達段階に合わせた児童生徒等のプライバシーの保護に十分な配慮を行うことも重要であり、例えば、学校における定期健康診断において、脱衣が必要な場合は、ついたてやカーテン等の配慮を工夫するなど、児童生徒等の心情を考慮した環境が確保されるように努める。【文部科学省】